

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号
日本橋西川ビル
インヴィンシブル投資法人
執行役員 芝辻 直基

投資主総会参考書類の一部修正のお知らせ

本投資法人は、本年 9 月 22 日に投資主総会を開催するため、本日付で投資主様各位に向けて招集ご通知を発送しておりますが、その参考書類の記載内容の一部に修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫びを申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「投資主総会招集ご通知」

投資主総会参考書類

第 1 号議案 規約一部変更の件

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

第 3 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件

2. 修正内容（下線は修正箇所を示します。）

第 1 号議案 規約一部変更の件

3 ページ

1. 議案の要領及び変更の理由

（修正前）

(1) （記載省略）

(2) 借入先の多様化及び柔軟な資金調達を可能にするという観点から、借入先を適格機関投資家に限らない方針とするため、第 14 条第 3 項を削除するものです。なお、本投資法人が適格機関投資家以外から借入れを行い導管性要件を充足できない状況であっても、平成 22 年 12 月期において発生した税務上の欠損金を利用することで、当面の間、それによる追加の税負担は生じない見込みです。

(3) （記載省略）

(4) （記載省略）

（修正後）

(1) （現行どおり）

（削除）

(2) （現行どおり）

(3) （現行どおり）

2. 変更の内容

(修正前)

現 行 規 約	変 更 案
第14条（借入金及び投資法人債の発行等） (記載省略)	第14条（借入金及び投資法人債の発行等） (現行どおり)
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. 借入れを行う場合、借入先は金融商品取引法に定める適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15に規定する機関投資家に限ります。）に限るものとします。	(削除)
4. (記載省略)	3. (現行どおり)

(修正後)

(削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

(修正前)

執行役員芝辻直基は、平成23年9月25日をもって任期満了となることから、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は平成23年9月26日から2年間となります。

また、本議案は平成23年8月31日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

(以下記載省略)

(修正後)

執行役員芝辻直基は、平成23年9月25日をもって任期満了となることから、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は平成23年9月26日から2年間となります。

また、本議案は平成23年9月1日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

(以下現行どおり)

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

(修正前)

補欠執行役員弘中英世の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は平成23年8月31日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

(以下記載省略)

(修正後)

補欠執行役員弘中英世の選任に係る決議は、本投資主総会の開始のときをもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は平成23年9月1日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するも

のであります。

(以下現行どおり)

3. 本件に関するお問い合わせ先

資産運用会社

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基

問合せ先 企画・財務部 (TEL 03-3272-7311)

以 上

※本お知らせは、招集通知にご案内のとおりインターネット上の本投資法人のホームページ (<http://www.invincible-inv.co.jp/>) において周知させて頂くものです。